令和５年２月２８日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

サル痘への対応に係るLC16 ワクチン接種に関する医療法上の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび大阪府より通知がありました。

本事務連絡は、LC16ワクチンの接種（サル痘に曝露した者及びサル痘への曝露が疑われる者等に対するワクチン接種）を行う場合の、医療法上の取扱い等を知らせるものです。

接種の実施主体として、国立国際医療研究センター、市立札幌病院、東北大学病院、藤田医科大学病院、りんくう総合医療センター、福岡東医療センター、琉球大学病院の７医療機関が記されており、詳細は大阪府ホームページ（厚生労働省事務連絡）をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の程お願い申し上げます。

●通知文書掲載先）大阪府ホームページ
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/r4-kunituuchi.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）